

# 再生可能エネルギー発電設備に係る特例 《固定資産税》

再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減により、設備の導入初期における経済的負担を軽減します。

◆以下の再生可能エネルギー発電設備が対象です。

ペロブスカイト  
太陽電池

風力発電設備

中小水力発電設備

地熱発電設備

バイオマス  
発電設備



※ペロブスカイト太陽電池設備は、G I 基金の採択事業者の生産品に限る。ペロブスカイト太陽電池設備を除き、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。

＜特例の内容＞ 【適用期間：3年間（令和10年度（2028年度）末まで）】

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減。

発電設備	出力規模	軽減率	発電設備	出力規模	軽減率
ペロブスカイト太陽電池	※GI基金の採択事業者の生産品に限る	1/2 (1/3～2/3)	中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)
洋上風力	再エネ海域利用法	3/5 (1/2～7/10)		5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)
	港湾法	2/3 (1/2～5/6)	地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)
陸上風力	温対法・農山漁村再エネ法	2/3 (1/2～5/6)		1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)
				10,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する（上表の括弧書の間で設定）。

＜特例の効果＞

例：100kWの小水力発電設備（※）を取得し、課税標準が1/2に軽減される場合

	通常の場合の 固定資産税額（概算）	軽減された場合の 固定資産税額（概算）
適用1年目	133万円	67万円
適用2年目	120万円	60万円
適用3年目	108万円	54万円
合計	361万円	181万円

（※取得価額1億円、耐用年数22年として算出）

担当部署  
お問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
再生可能エネルギー室  
（代表）03-3502-8111（内線4341）（直通）03-6744-1508